

海老名市住みよいまちづくり条例に基づく  
緑化に関する「よくある質問」

条例根拠：条例別表第3の8の項、条例施行規則別表第2関係

参考資料：海老名市住みよいまちづくり条例開発技術基準

第3章（公共施設等）第4節（緑化）

緑化協議について(1/2)

1	緑化面積はどのように計算しますか	緑化のために区画された部分の面積(緑地)と当該緑地に植樹された樹木等による換算面積のいずれか小さい方の面積を当該緑化面積とします。 【例】10㎡の緑地に、中木を3本植樹した場合の緑化面積は 【式】 $10\text{㎡} > \text{中木換算面積}9\text{㎡} = (3\text{本} \times 3\text{㎡})$ 【答】9㎡ ※樹木換算面積が小さいため9㎡
2	事業区域が商業地域(一律3%)・その他の用途地域、市街化調整区域にまたがる場合に必要な緑化面積の緑化率について	開発事業の敷地面積に対する各用途地域の割合に応じた緑化率を乗じて算出します。
3	計画書に樹種の記載は必要ですか	必要となります。計画書提出の段階で樹種を決めていただいております。
4	植えられない樹種について	特に指定はありませんが、道路境界や隣地境界の近くに植樹する場合には、樹木の生育状況を考慮していただき、日影や枝葉の越境などによる影響に配慮して樹種を選定してください。
5	緑化面積から控除の対象となるものを教えてください	ブロックや縁石等緑地を区画するもの、緑地内に設置された排水桝、看板の基礎、電柱などの構造物、緑地内で防草シートで覆われている範囲(防草シートを切欠き加工し、植樹した場合も同様)、組石や飛び石、玉石・砂利など、樹木の生育が望めない場所(面積)
6	植樹した緑地の地表部にウッドチップを敷いてもよいか	ウッドチップを敷き詰めることは問題ありませんが、できる限り地被類の植栽に努めてください。
7	既存緑地及び既存樹木の取扱いについて	計画敷地内にある既存緑地は、その区域を明確に示すことが可能であって適正に保存されている場合に限り、緑地として算入できるものとします。また緑地として区画されていない単独の既存樹木は、当該樹木の水平投影面積(実測値)を緑化面積として算入できるものとします。
8	軒下に設けた緑地は、緑化面積に算入できるか	軒下や屋根のある場所における緑地は、樹木の生育に影響のない高さを確保することで、算入できるものとします。
9	緑化面積に屋上、壁面、駐車場、太陽光パネルの面積は算入できるか	緑化に対する特例として、地表での緑化が困難な場合に限り「特殊緑化」として算入できます。
10	特殊緑化を行う場合「地表での緑化が困難な場合」とはどのような場合を指すか	個別協議となりますが、例えば大店法における駐車場の確保が必要な場合など、各種法律や当該立地環境において土地利用に制限があり地上部における緑化の確保が難しい場合などが考えられます。
11	屋上緑化の換算面積及び基準について	樹木等による緑地であり、地表での緑化算定方法と同じです。また、固定式の植栽基盤に植樹すること。(可動式のプランター等は認められません。)
12	壁面緑化の換算面積及び基準について	ツル類(多年生に限る)及び補助緑化資材により建築物の壁面を覆う外壁直立部(※フェンスなどは認められません)の垂直投影面積を緑化面積とすることができます。また、水平延長1mあたり3株以上となるように配置してください。なお、換気フードや縦樋など維持管理が必要となる建築設備を避けて、壁面緑化を配置してください。

海老名市住みよいまちづくり条例に基づく  
緑化に関する「よくある質問」

条例根拠：条例別表第3の8の項、条例施行規則別表第2関係  
参考資料：海老名市住みよいまちづくり条例開発技術基準  
第3章（公共施設等）第4節（緑化）

緑化協議について(2/2)

13	駐車場緑化の換算面積及び基準について	駐車場緑化は地被類(芝類)であるものとします。この場合、地上部における地被類の上限(20%)には含めず、特殊緑化として換算するものとします。また、車両の乗入れがあることから、防護ネット等の保護材又は緑化ブロックを用いることとし、当該製品の緑化率により緑化面積を補正することとします。なお、緑化ブロック等を使用される際は、緑化率の記載がある製品カタログ等を提出してください。
14	駐車場緑化以外に、緑化ブロックで緑化する場合、緑化面積に算入は出来ますか	駐車場緑化の場合のみ緑化面積として算入できます。
15	太陽光パネルの換算面積及び基準について	新規で設置した太陽光パネルのモジュール面積に1/2を乗じた面積を算入できます。

手続きに関すること

1	緑化計画書の提出時期はいつか	条例の各課協議時に2部提出してください（※事前協議報告書の提出前までに提出してください（条例規則第50条））
2	緑化計画書の添付書類はあるか	案内図、土地利用平面図、緑化計画図（植樹の配置や樹種等の記載された図面）緑化求積図（三斜求積）、樹木リスト等（一覽、緑地の区画毎）
3	緑化計画書提出後の変更について（条例協議締結後の変更）	提出した緑化計画書の内容（緑地の位置・形状、樹木の配置、樹種）に変更がある場合、施工前に相談してください。変更する内容が小規模な場合（一部の樹種の変更や、緑地内での樹木の配置変更等）を除き、変更届を提出していただきます。
4	委任状について	委任状は不要です。計画書の問い合わせ先に担当となる会社名及び担当者名等を記入してください。
5	緑化完了報告書の提出時期はいつか	緑化完了後速やかに2部提出してください。（工事完了届の提出前）
6	緑化完了報告書の添付書類はあるか	案内図、土地利用平面図、緑化平面図（完了図）、植樹完了写真、植樹された樹木の出荷証明書等
7	緑化計画書や緑化完了報告書をメール又は郵送で提出して良いか	メールでは受付しておりません。郵送での提出は可能ですが、書留等利用して確実に届くようにしてください